

Shien

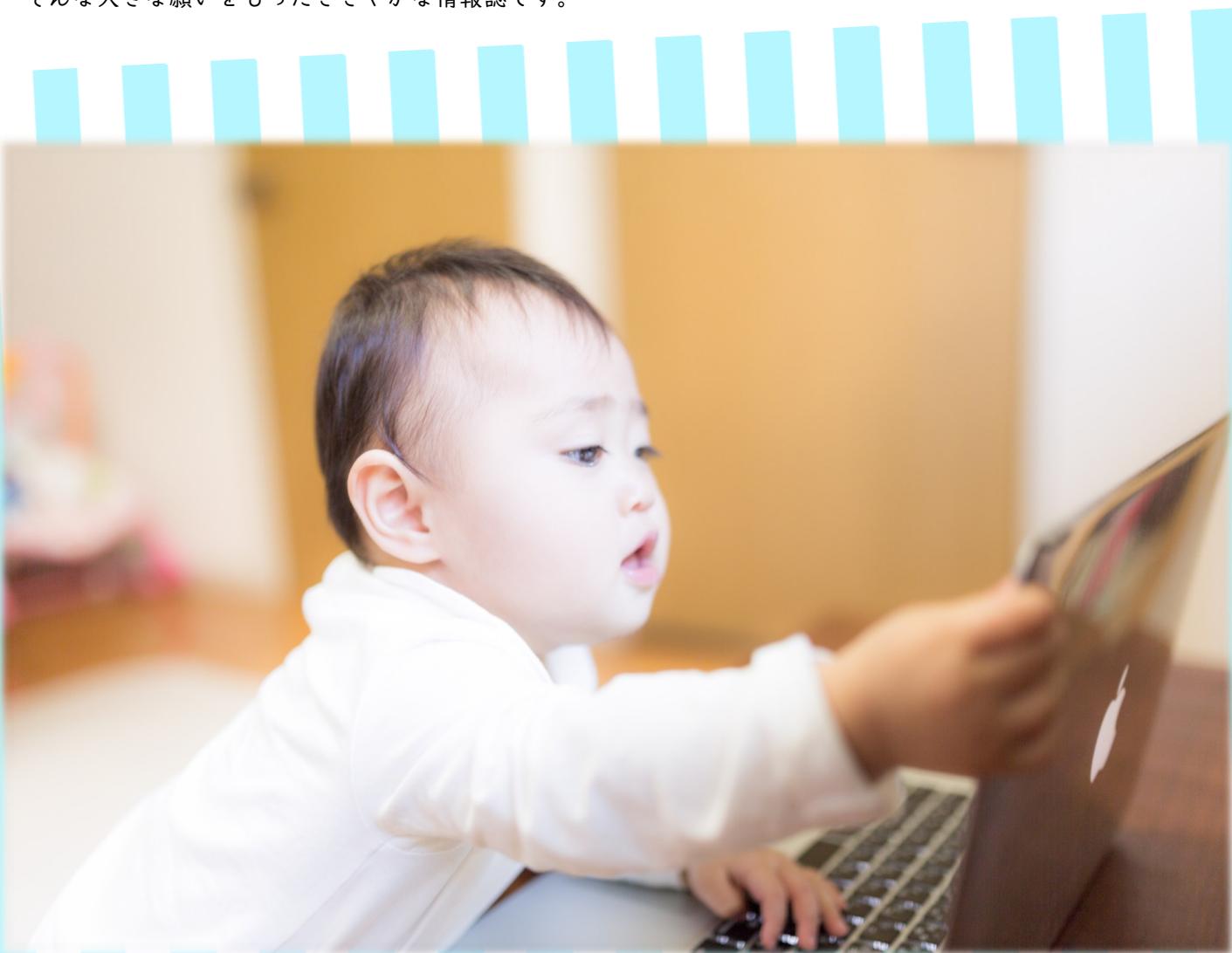
し
え
ん

第29号

バックナンバーは
埼玉県立図書館
ウェブサイトへ！



子どもの読書に関わる方々の活動とネットワークを支援(Shien)する。
そんな大きな願いをもったささやかな情報誌です。



特集1

読み聞かせボランティアと著作権
～その動画、アップロードして大丈夫？～

特集2 教えて！STAY HOMEの応援アイディア

特集！読み聞かせボランティアと著作権

STEP 1 子供読書支援にまつわる

著作権のQ & A

読み聞かせに使われる絵本は「著作物」。作者の著作権が働いています。普段何気なく行っている「おはなし会での読み聞かせ」は、**非営利・無料・無報酬**の条件が揃っているので、作者の許諾をとらなくてもよいという事をご存じでしたか？

ではどんな場合に許諾が必要となるのでしょうか？Q&A形式で学びましょう。



読み聞かせをした絵本のリストに**表紙のコピー**も載せて小学校の子どもたちに配布してもいいの？

ブックリストや図書館内のお知らせ、書評等（ウェブサイト上も含む）に、書誌事項を明記したうえで表紙を加工せずそのまま使用する場合は、商品を明示しているものとみなされ、
慣行上無料で使用できるとされています。

各出版社の許諾の要不要にはらつきがあるため、各社に問い合わせるのが確実です。

また、出版社の会員制団体、
版元ドットコム (<https://www.hanmoto.com/>) のウェブサイトに掲載されている書影は、個人・企業・図書館を問わず自由にダウンロードできます。



ブックトークの時に、本の中の**挿し絵をコピー**して使用してもいいの？



表紙以外の本文画（挿し絵など）を使用する場合は、非営利な活動であつたとしても

著作権者の許諾が必要です。
(本文を引用として使用する場合は別です。)

同じ本でも、表紙と中身は別に扱われています。



もっと詳しく調べたいときに①

- 《日本書籍出版協会》「読み聞かせ団体等による著作物の利用について」 (<https://www.jbpa.or.jp/pdf/guideline/all.pdf>)
- 《一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会》 (<https://sartras.or.jp/>)
- 《ブロンズ新社公式ブログ》「大切なお願い」 (<https://staffroom.hatenablog.com/entry/2020/04/11/150313>)
- 《福音館書店》「著作物の利用について」 (<https://www.fukuinkan.co.jp/copyright.html>)





絵本のキャラクターの
人形やイラストを幼稚園の
バザーや文化祭で販売するのも
作者の許可を取らないといけないの？



「絵本」という原本を改変して
利用することを**二次的使用**とい
います。絵本に登場するキャラク
ターの人形を作ったり、ペーパ
サートやパネルシアターにするこ
とはこの二次的使用に当たり、著
作者人格権に触れるため、

非営利であっても著作権 者の許可が必要となります。

バザーや文化祭での販売は「非
営利」からも外れますので、作者
や出版社の許可を得ましょう。

個人の楽しみの範囲で作成する
ことは可能で、下記のような資料
も出版されています。

『いっしょにつくろう』
(高田千鶴子／[ほか] 製作
福音館書店 2013)



学校の教室の中だけ行
うのであれば、読み聞かせや素
話の動画も著作権の侵害にはな
らないの？



「学校」で「授業時間内」に
「先生または生徒」が行う著作物
利用は、著作権の例外ルール。著
作物のコピーの配布や、DVDの上
映も認められています。

さらに2018年度の法改正で、
**「授業目的公衆送信補償
金制度」**

が創設され、遠隔合同
授業以外での公衆送信についても
補償金を支払うことで、無許諾で
行えるようになりました。また、
コロナウイルスの影響により、休
校が長期化したことから、2020年
度に限り「補償金」が無償になっ
ています。

このルールは、ボランティアに
は当てはまらない場合がありま
す。具体的な相談は「一般社団法
人 授業目的公衆送信補償金等管理
協会」(SARTRAS)にお問い合わせを。



Pick
up!

ちょっと待って！

読み聞かせ動画のアップロード

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言のため、長引くおうち時間を過ごす子どもたちに本を
手渡したいという思いから、動画配信による読み聞かせをする方が増えました。図書館にも以下の
ような質問を頂きました。

Q 動画配信などでお気に入りの本を紹介したいときどこに許可を取ったらいいの？

読み聞かせ、本の紹介（ブックトーク）をインターネット上で行う場合に必要なこととは？

★出版社に問い合わせる

読み聞かせやブックトークを行いたい本の出版社に確認してください。

★保護期間が過ぎた作品を使用する

著作者の死後70年が過ぎた作品は自由に使うことができます。

《青空文庫》(<https://www.aozora.gr.jp/>)に収録されている作品の大半
は保護期間の過ぎたものです。

学校や図書館が使える今、やはり肉声で、まなざしを交わしながら、
子どもたちに読み聞かせをしたいものです。



特集Ⅰ 読み聞かせボランティアと著作権

STEP2 “著作権” って何？

STEP1でおはなし会など、子供読書支援とかかわる著作権の問題をご紹介しました。ここでは「そもそも著作権って何？どんな権利なの？」という著作権の基本のキを学びましょう。

著作権とは？

著作権は、知的財産権の一つ。音楽や美術、写真、動画、文章、プログラムなどの著作物を著作者の許可なく他人が勝手に真似したり売ったりできなくなる権利です。著作権の法律が「著作権法」というルールであり、このルールによって、

- ・事前に「無断で使わないで」と言う
- ・無断で使われてしまった場合に警察や裁判所に訴える

ことができるようになります。

保護期間は？

著作物の保護期間は、著作者の死後**70年間**。映画は作品の公表後、70年間です。（著作権法第51条～57条）

もっと詳しく調べたいときに②



『小中学生のための
初めて学ぶ著作権』
(岡本薰／著
朝日学生新聞社
2019)



『やさしくわかるデ
ジタル時代の著作権
基本編』
(山本光／監修・著
松下孝太郎／著
技術評論社 2019)

著作物を使うには？

著作物を利用するには著作者に連絡し、許諾を得る必要があります。しかし著作者個々人の連絡先を調べるのは困難なため、著作物ごとに著作権を扱う団体があります。

【主な団体】

音楽：日本音楽著作権協会（JASRAC）
(<https://www.jasrac.or.jp/index.html>)

出版：日本書籍出版協会（JBPA）
(<https://www.jbpa.or.jp/>)

複写：日本複写権センター（JRCA）
(<https://jrrc.or.jp/>)

許諾がいらない場合

著作者の許可を得なくても著作物を利用できる例外があります。

- ・著作権の保護期間が過ぎているもの
- ・著作権者が利用方法を示しているもの
- ・自分や家族のための私的なコピー
- ・引用する場合 など

図書館での本の貸出や、コピーもこの例外に当たります。（著作権法第31条）



『気になる著作権Q & A
学校図書館の活性化を
図る』
(森田盛行／著
全国学校図書館協議会
2019)

インターネットからの情報収集担当よりおすすめウェブサイトの紹介

著作権が学べるリンク集



コロナウイルスの影響でおうち時間が増え、読み聞かせ動画や朗読の配信に注目が集まりました。それと同時に「著作権」という言葉を聞く機会も増えましたので、28号に引き続き、著作権に関するサイトを紹介していきます。

今回は出版社としては偕成社のみ掲載しましたが、それぞれの出版社で著作物の利用に関するルールは異なりますので利用する本の出版社サイトを確認してみてください。

(子ども読書支援ボランティア 坂本)

☑ 著作権なるほど質問箱（文化庁）

<https://pf.bunka.go.jp/chosaku/chosakuken/naruhodo/>

著作権制度について著作者と利用者両方の立場の質問と回答が載せてあります。

☑ 著作権Q&A（社団法人 日本書籍出版協会）

<https://www.jbpa.or.jp/copyright.html>

読み聞かせや図書館等での著作物使用のことなど著作権について質問と回答が載せてあります。

☑ 著作物の利用について（偕成社）

<https://www.kaiseisha.co.jp/information/copyrights>

偕成社の著作物の動画配信やオンライン利用について詳細に説明しています。

☑ 著作物ケーススタディ（日本児童文芸家協会）

<http://www.jidoubungei.jp/cn9/pg78565.html>

作家の方向けの著作権の疑問について書かれています。

☑ 著作物ガイドQ&A（日本児童文学者協会）

<http://www.jidoubungei.jp/cn9/pg78565.html>

作家の方と読者両方に向けて著作権の疑問について書かれています。



新聞・雑誌クリッピンググループより 切り抜き羅針盤～著作権編～

(子ども読書支援ボランティア 仁昌寺)



「オンライン朗読 著作権の壁
超えられるか」（朝日新聞
2020.5.19 朝刊23面）

著作権法は、小学校や幼稚園、家庭内での朗読や読み聞かせを認めているが、その様子を撮影してネット配信するには作家ら著作権者の許可が必要だ。出版社は作家の意向を確認して可否を申請者に伝えているが、許可しているケースはまだ少ないようだ。

「著作物「無償」利用前倒し
遠隔授業 改正法28日施行」
(読売新聞 2020.4.11 朝刊
30面)

本や新聞などの著作物を遠隔授業の教材として、権利者から許諾を得ることなく利用可能とする改正著作権法が28日から施行されることが決まった。
(中略)新型コロナウイルス対策として遠隔授業の需要が高まっていることから、施行を1年前倒しした。

「海賊版漫画のDL違法」
(埼玉新聞 2020.6.6 2面)
インターネット上に無断で掲載された海賊版と知りつつ漫画などをダウンロード(DL)する行為を違法とする改正著作権法が5日、参院本会議で全会一致により可決、成立した。音楽と映像に限っていた対象を論文や写真集も含む著作物全般に拡大。悪質な場合は刑事罰を科す。

教えて！ STAY HOMEの 応援アイディア

「こんなことしました！」
&「こんなことしたかった！」

ボランティア仲間の小中学生がいるお家や、友人に、自分の持っている本5.6冊をセットにして自転車で持っていきポストに入れました。また遠くに住む友人の子（中学生）や、高校生の姪に本を郵送しました。

（図書館ボランティア）

自宅を臨時の文庫として開放した方がいらっしゃいました。予約制にして、来宅者が重ならない工夫をされていました。

（図書館ボランティア）

子どもと司書さんがスマホの画面を通して、入れない図書館の本を選ぶサービスや、図書館の外に設置された本を探し出すイベントがあったら楽しそう。

（図書館ボランティア）

「司書が選書した本のセット貸出しをしてほしい」というご意見を受けて「おうちのとも」と名付けたセット貸出しを行いました。幼児・小学校低学年・中学年・高学年の4種類、3冊ずつのセットをご用意しました。類似の取り組みが複数の自治体で行われていました。

（県立久喜図書館）

自粛中の子どものために何かしたいと思い、科学読物研究会の仲間からアイディアをもらい、3月末から「おうちでサイエンス」と称して、自宅の玄関前で簡単な科学あそびを始めました。小学生対象に作り方と見本と「勝手にお持ち帰りサイエンスキッド」を置きました。「やり方が分かったら、サイエンスキッドをプレゼントするから家でやってね」スタイルで、天気のよい風のない日に玄関前にテーブルを設置しました。トポロジー折り紙・万華鏡などテーマによって1時間で無くなるもの・数日かかるものなど様々でした。風でキッドが飛ばされたり、アクシデントもありましたが、小学校が再開するまで続けました。

（読み聞かせボランティア）

図書館からの お知らせ

絵本のタネまきプロジェクト

子供の心を耕し、豊かな人間性をはぐくむことを願った「絵本のタネまきプロジェクト」の一環で、『埼玉県立図書館司書がすすめるとっておきのえほん100冊 親子のふれあいえほんばこ』を作成しました。

県立図書館だけでなく、県内の文庫と、児童書専門店のみなさんに「絵本のタネまき人」として配布にご協力いただいております。冊子は埼玉県立図書館ウェブサイトでもご覧いただけます。



「おうちのとも」セット



おうちでサイエンス

